令和8年10月更新

松江市一時預かりきょうだい利用負担軽減事業のご案内

松江市在住者で、認可施設の一時預かり事業をきょうだいで同日に利用した場合は、2 人目以降児童分の利用料の減免がうけられます。

一時預かり事業とは

保育園（所）・幼稚園などに在籍していない就学前のお子さんを、冠婚葬祭・通院・リフレッシュなどのため一時的に保育園（所）などで預かる事業です。

減免の対象となる方

次の**すべてに**該当する場合が対象となります。

1．松江市に住民票がある、保育園（所）や幼稚園に在籍していない就学前児童

2．同施設で、同日にきょうだいで一時預かり事業を利用した場合の２人目以降の児童

減免される額

１回あたりの利用料が、**２人目以降は半額**となります。

給食費、おやつ代、その他の実費などの実費負担分は減免対象外です。

	４時間未満の利用		４時間以上の利用	
	１人目	２人目以降（半額）	１人目	２人目以降（半額）
３歳未満児	８００円	４００円	１，６００円	８００円
３歳以上児	６５０円	３３０円	１，３００円	６５０円

利用したきょうだいのうち、年齢が一番高い児童を１人目とします。

対象となる施設

松江市内で一時預かり事業・一時保育事業を行う認可施設。

一時預かり事業

減免をうけるには

基本的に手続きは不要です。利用時に松江市民であること及びきょうだいであることがわかるもの（こども医療費受給資格証など）を施設へご提示ください。

【お問い合わせ】

松江市こども子育て部　保育所幼稚園課　運営係　0852－55－5498

窓口受付時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土・日・祝・12/29～1/3 を除く）

窓口受付時間（※令和 8 年 10 月 5 日～窓口受付時間短縮）午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分